

土浦市立右舂小学校いじめ防止基本方針

平成31年3月1日改訂

1 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成25年6月28日 文部科学省「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」

【いじめ定義の4つのポイント】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

（1）生徒指導体制

① あいさつ運動

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。また、小中一貫教育での取組として月一回の「小中合同あいさつ運動」を実施する。

② 帰りの会での「友だちありがとう」

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、帰りの会を利用した「友だちありがとう」を設置。

（2）教育相談体制

- ① 児童及び保護者、並びに本校職員が、いじめに係る相談を行うことができるように、

生徒指導主事を窓口として相談体制の整備を行う。

② スクールカウンセラーの活用を図る。

③ 保護者との密接な情報交換や親身になった相談活動ができるように、電話連絡や家庭訪問等を折に触れ行い、日頃からの関係づくりを心がける。

(3) 校内研修体制

① いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ、いじめの防止等に関する研修を推進する。

② スクールカウンセラー等に研修の講師を依頼し、児童理解や適切な対応について全職員の理解の深化を図る。

③ 児童に望ましい人間関係づくりが身に付くように、定期的を実施するスキルトレーニングについては、その充実が図られるように年1回研修を行う。

(4) ネット上のいじめへの対応

① 児童及び保護者が、発信された情報を高度の流通性、発信者の匿名性、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、「ケータイ・ネット安全利用教室」(5年)や情報モラル研修会等を行う。

② インターネットを通じて行われるいじめについて早期発見し、適切な対応が行われるよう、情報収集に努める。全職員が必要な知識をもち、指導に生かせるよう、研修の機会を設ける。

(5) 地域・家庭及び関係機関との連携

① 学校のいじめ防止等について、学校が家庭や地域及び関係機関と密接に連携できるように、日頃から学校だより等で本校の取り組みについての情報を提供する。

② いじめを防止することの重要性について、あらゆる機会を通じて地域・家庭への啓発活動を行い、理解・協力を得られるよう相互理解を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

(6) その他

① 一人一人が活躍できる学習活動

「基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 清掃活動等を利用して縦割り班活動の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習を進めるための手引きの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動や道徳の年間計画の中にソーシャルスキルトレーニングを位置づけ、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

⑤ 各教科・領域において「子どもに伝えたい自殺予防」を活用した授業を年間計画に位置づけ、実施する。

⑥ 5学年においては、保健体育の時間に「わたしの健康」を活用し、心の成長に関する授業を実施する。

- ⑦ 各学年において、道徳や特別活動の時間を中心に個について考える授業を実施する。

3 早期発見のための取組

(1) 調査の実施

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」（記名式）を年3回（5月、10月、1月）を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ エと同様に年3回（6月、11月、2月）の「心のアンケート」（記名式）とその後の教育相談（全児童）により、児童一人一人の悩み等の実態把握に努め、いじめの早期発見・早期解決を図る。
- ⑥ 校内に「ホットほっとポスト」（3台）を設置し、いつでも相談したいときに相談したい先生に相談できるようにする。
- ⑦ 生徒指導だよりを月に一回発行することで、教員の共通理解を図る。

(2) 教育相談の実施

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) その他

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰解消サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。

4 早期対応の在り方

【いじめの対応2つのポイント】

- ・ 日常的な児童生徒の観察、定期的な面接、アンケートにより早期発見に努力
- ・ 学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策組織」で迅速且つ的確に対応

- (1) いじめの事実があると思われるときには、直ちに「いじめ対策委員会」を開き、速やかにいじめの有無を確認し、その結果を土浦市教育委員会に報告する。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するためにいじめを受けた児童及び保護者への支援や、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。

- (3) いじめを受けた児童の安全・安心を第一に考え、その児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて、いじめを行った児童を別室で学習させる等の措置をとる。
- (4) いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者が共有するための措置をとる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土浦警察署（荒川沖交番）と連携して対処する。

5 いじめ防止等のための組織と実践

(1) 校内組織

① 「学年主任会」

毎週水曜日に、各学年の情報交換を行い、木曜日の職員終会で全職員に伝達し共通理解を図る。

② 「生徒指導対策委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての共通理解を図る。

③ 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために設置し、必要に応じて委員会を開催する。メンバーは次のとおりである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該学級担任、必要に応じて、スクールカウンセラー、民生員児童委員

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。メンバーは次の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA会長、民生委員児童委員(会長・主任児童員)、関係区長、土浦警察署生活安全課、荒川沖交番

6 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 「いじめ重大事態対応マニュアル（平成31年1月）県教委」をもとに未然防止および重大事態発生時等に対応を図る。